| | |
|---|---|
| 機械装置 | 143,393,667円 |
| 車両運搬具 | 321,148円 |
| 工具器具備品 | 18,406,622円 |
| その他 | 243,172円 |
| 合計 | 563,407,674円 |

なお、固定資産除却損には、上記のほかに312,103,273円の解体・撤去費用が含まれております。

※５　特別利益

特別利益に計上した固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 土地の売却益 | 331,352,000円 |

※６　特別損失

その他の特別損失の内容は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）附則３条に基づく国庫納付 | 3,349,890,867円 |
| 資産除去債務に係る会計処理の適用に伴う影響額 | 59,031,524円 |
| 東日本大震災による災害修繕損失引当金の計上 | 34,705,947円 |
| 合計 | 3,443,628,338円 |

Ⅴ　キャッシュ・フロー計算書

１　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金及び要求払預金からなっております。

２　資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|---|---|
| 現金及び預金 | 43,197,187,806円 |
| 定期預金 | △ 40,300,000,000円 |
| 資金期末残高 | 2,897,187,806円 |

３　重要な非資金取引は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 不要財産の現物による国庫納付 | 98,678,209,330円 |
| 資産除去債務の計上 | 150,510,328円 |
| 合計 | 98,828,719,658円 |

Ⅵ　行政サービス実施コスト計算書

損益外減損損失相当額は、中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず、生じた減損損失相当額であります。

損益外除売却差額相当額は、主務大臣が指定した不要財産の譲渡取引による譲渡差額及び譲渡取引に係る費用のうち主務大臣が国庫納付額から控除を認めた額であります。

引当外退職給付増加見積額は、国からの出向役員に係るものであります。

Ⅶ　固定資産の減損会計に関する事項

１　保養所

| 名称 | 用途 | 種類 | 場所 | 面積 | 帳簿価額 | 損益外減損損失 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 那須保養所 | 職員の厚生施設 | 土地 | 栃木県那須郡那須町 | 2,793.47㎡ | 14,900,000円 | 1,100,000円 |
| | | 建物構築物 | | — | 50,200,000円 | 50,199,976円 |
| 伊東保養所 | | 土地 | 静岡県伊東市岡字坪の内 | 1,486.71㎡ | 53,100,000円 | 16,300,000円 |
| | | 建物構築物 | | — | 20,000,000円 | 19,999,970円 |

当該施設は、職員に対する福利厚生施設として利用しておりましたが、いずれも平成20年度末日をもって利用を廃止し、平成22年度において一般競争入札を実施しましたが、いずれも譲渡に至らなかったため、平成23年度に国庫納付を予定していることから、減損の兆候が認められ、認識及び測定を行っております。

土地の回収可能サービス価額（正味売却価額）の算定方法については、不動産鑑定評価額とし、帳簿価額との差額を損益外減損損失として計上しております。

建物及び構築物の回収可能サービス価額（使用価値相当額）の算定方法については、将来の利用計画が想定されないため、「備忘価額１円」とし、帳簿価額との差額を損益外減損損失として計上しております。

２　出張所及び分室

| 名称 | 用途 | 種類 | 場所 | 面積 | 帳簿価額 | 損益外減損損失 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 出雲出張所 | みつまたの調達・管理 | 土地 | 島根県出雲市今市町 | 1,270.41㎡ | 245,189,258円 | 122,189,258円 |
| | | 建物構築物 | | — | 6,364,756円 | 6,364,733円 |
| 松山分室 | | 土地 | 愛媛県松山市味酒町 | 2,657.98㎡ | 292,378,000円 | 33,378,000円 |
| | | 建物構築物 | | — | 1,231,764円 | 1,231,743円 |

当該施設は、原材料であるみつまたの調達業務を行っていた施設であり、平成22年度期首に中国地方（岡山県岡山市）と四国地方（徳島県三好市）に集約・統合したため、業務を廃止し、次年度以降に国庫納付を予定していることから、減損の兆候が認められ、認識及び測定を行っております。

土地の回収可能サービス価額（正味売却価額）の算定方法については、不動産鑑定評価額とし、帳簿価額との差額を損益外減損損失として計上しております。

建物及び構築物の回収可能サービス価額（使用価値相当額）の算定方法については、将来の利用計画が想定されないため、「備忘価額１円」とし、帳簿価額との差額を損益外減損損失として計上しております。